

運輸・交通施策に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新幹線の早期全線開業等

(1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないように建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。

(2) 新幹線の利便性の向上を図るため、運送力強化や二次交通の充実等に資する支援を行うこと。

また、沿線自治体が行う新駅周辺地域の整備に係る財政措置を拡充すること。

(3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。

(4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

2. リニア中央新幹線については、財政投融资の活用等による支援を継続するとともに、早期開業に向け、関係機関等に働きかけること。

また、沿線自治体が行う中間駅の周辺整備等を円滑に推進できるよう財政措置を拡充すること。

3. 国鉄の分割・民営化に際し、J R 北海道等は、営業損益で赤字が生じることが見込まれたことから、経営安定基金が設置され、その運用益をもって営業損失を補填することとされた。

しかし、分割・民営化から30年が経過した今、同基金のこの間の運用益は当初の想定に比し大幅に減少し、J R 北海道等は大変厳しい経営状況に立ち至っている。

このため、安全投資等を十分に行うことができず、さらに、人口減少等により、利用客の減少に歯止めがかからないなど、その経営はますます厳しいものとなっている。

地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となる J R の全国鉄道網を維持するため、J R 北海道等の経営再建に向けて、積極的に支援すること。

4. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備に必要な財政措置を講じること。
5. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等を解消するため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に対して駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。
あわせて、自転車等駐車場設置のための鉄道用地については、無償貸与とするなど適切な措置を講じること。
6. 地方空港の機能を強化するため、就航便の確保や国際便の受入れを推進するとともに、空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進すること。
7. 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。
8. 放置船等の対策強化
 - (1) 関係省庁が連携し放置船等に対する監視・罰則を強化すること。
 - (2) 小型船舶の登録制度について、船舶購入時における係留場所管理者の係船許可証明の添付や船舶売却時における報告を義務付けるなど制度を強化するとともに、変更登録及び抹消登録等の申請時における船舶の状況確認を確実に行うこと。
また、登録内容について、都市自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。
 - (3) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。
 - (4) 環境保全や防災の観点から、漂着船や係留放置された漁船の処理経費に係る財政措置を講じること。
9. 水上オートバイの利用者へのマナー向上に向けた対策を講じること。
10. 大規模自然災害の被災地における鉄道施設等の災害復旧対策、さらには復旧後の鉄道経営の安定化に向け、十分な財政措置を講じること。

11. 東日本大震災関係

鉄道の早期復旧が図られるよう関係省庁が一体となって、鉄道事業者を支援すること。